

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和三年十二月二十四日から令和四年四月二十五日までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

令和三年十二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンターコーナン大和郡山筒井町店

所在地 大和郡山市筒井町五三一ー六

二 変更のあつた事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称

（変更前）三菱UFJリース株式会社

（変更後）三菱HCキャピタル株式会社

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ニトリ	札幌市北区新琴似七条一丁目二番三九号	武田 正則
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一	疋田 直太郎

（変更後）

名称
住所
代表者の氏名

株式会社ニトリ	札幌市北区新琴似七条一丁目二番 三九号	武田 正則
株式会社ロピア	川崎市幸区南幸町二丁目九番地 堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一	高木 勇輔 疋田 直太郎

三 変更年月日

二の 1 令和三年四月一日

二の 2 令和三年九月十日

四 届出年月日

令和三年十二月八日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年十二月二十四日から令和四年四月二十五日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで